

# 平成 26 年度 第 1 回男女共同参画推進市民懇話会

## 会議録

記録者 市民協働課 福永

- ▶ 日 時: 平成 26 年 5 月 21 日(水) 10 時 00 分～12 時 00 分
- ▶ 場 所: 健康福祉センター 3 F 特別会議室
- ▶ 出 席 者  
委 員: 池田恵子、佐原克哉、秀平陽子、山下美恵子、神谷尚世、末吉由佳、  
事 務 局: 市民協働課 (市民協働課長、主幹、主任)
- ▶ 資 料: 次第、湖西市男女共同参画条例 (案) と策定スケジュール、男女共同参画進捗状況報告資料、女と男の情報誌「ねっとわーく」、中日新聞記事、男女共同参画記念講演会 (6/29) チラシ

### ▶次第

1. 会長あいさつ
2. 男女共同参画推進状況報告
3. 男女共同参画推進条例案について (会長より)
4. 意見交換
5. 次回に向けて (会長より)
6. 事務連絡 (次回懇話会開催日)

### 1. 会長あいさつ

### 2. 男女共同参画推進状況報告 (各課の報告内容は資料参照)

#### ◆市民懇話会の意見

- ▶事業所に効率的に広報するツールがない (庁内委員会報告より)

男性委員; 市からアンケートなどの封筒がきても、難しい文面だと読まないこともあります。また周知する気はあっても社員が興味を示さないことも多々あります。男女共同参画については興味がある人は知っているが、興味のない人は全く知らないし、知ろうとしないという現状があると思います。

- ▶基本方針③-地域活動への男女共同参画の推進

女性委員; 市民団体の数字はとても流動的なのでよく分からない場合があります。たとえば、お母さん達が自主的に集まっている会などは拾えないのではないのでしょうか。

男性委員; 様々なイベントで男女共同参画のアンケートを実施してみればどうか。偏りを少しでも減らすことができるのではないのでしょうか。

- ▶基本方針④-仕事と生活の調和の実現のための支援

女性委員； 「家庭生活において男性優遇とを感じる人の割合」という質問は語弊があるかと思うのでニュアンスを変えてはどうでしょうか。最近では家庭によっては家事の分担が進んでいますし、一概に言えないと思います。

▶基本方針⑤-働く場における男女の共同参画の促進

女性委員； 職場において男性優遇とを感じる人の割合という表現を変えてはどうでしょうか。

女性委員； 目標指標1-2-家庭教育学級の参加者数ですが、これは平日の昼間に行われているので、仕事と生活の調和に結びつかないと思います。

女性委員； 男女共同参画社会づくり宣言事業所数についてですが、たとえば介護職や福祉関係、女性の参入の多いNPO法人が積極的に参加できると良いと思います。

会長； 目標指標3-審議会における女性の割合が伸び悩んでいるという点はショックでした。今後の改善にむけての課題と思います。

▶その他

男性委員； 男女共同参画の推進は、市民協働課だけではなく、市全体で取り組んでいることを再確認することができました。

### 3. 男女共同参画推進条例案について（会長より）

・前回の男女共同参画推進市民懇話会と男女共同参画推進委員会の意見を受けて、事前配布の条例案の訂正箇所・及び議論の結果変更した箇所についての説明。（会議録の議題4参照）

### 4. 意見交換

◆男女共同参画推進委員会の意見について議論

#### 第3条（6）号

▶妊娠、出産などに関し、健康の問題に含める必要があるのか。

会長； これこそが女性にとって非常に大切な健康問題であると考えます。

▶女性自らの意思という部分において、家庭の問題でもあるのでそこまで踏み込む必要があるのか。

会長； これは家庭の問題であるとして女性の人権が顧みられなかった時代があり、その状況を変えたいという思いから作られた文言です。

子供を産む産まないを女性だけが決めて、男性は口を出すなという意味ではありません。

#### 第4条4号

▶「財政上の措置を講じるものとする」という部分において、措置できない事態がおこる可能性も無視できない。

会長； 「財政上の措置および必要な体制を整備するよう努めるものとする」というふうに直しましょう。

#### 第19条

▶多文化共生に関する条文は、男女共同参画にどう関係するのか。

会長； 多文化共生と男女共同参画を切り離して考えることは難しいので、除くことはできな

いと考えます。男女共同参画と多文化共生を同時に進める必要性について、どなたかご説明いただけませんか。

女性委員； 中国では 1940 年代から男女平等が進められていますが、日本の社会構造は独特なものであり、昔から男性の社会的地位が高く、経済的にも、社会の方針決定の場においても男性の力が強いです。年金制度など様々な制度においても男性が優遇されていると考えています。たとえば、多文化共生の条文を入れることで新しい視点から社会を見ることができると思うので、入れた方が良くはないかと思えます。

女性委員； 「まちづくり」を除いてはどうか。

会 長； 調整をお願いします（事務局）。

## 第26条

▶条例に「コアラ交流会」などの固有名詞が入るのはどうか？

女性委員； コアラ交流会という固有名詞はありますが、「など」となっているので大丈夫ではないでしょうか。

課 長； もし条例を変更するならば、議会に上程することになるので、その手間が大変ではないかという指摘でもあります。

女性委員 (2名)； 条例に湖新楽交流会の名前は残した方が良くないので、名称を湖西市男女共同参画推進審議会などに変更できるのではないですか。

事務局； 湖新楽交流会という名前からは活動内容が理解しにくいという声があります。6月の湖新楽交流会議で「男女共同参画推進交流会（案）」など、正式名称の変更について意見交換します。

女性委員； その会議の結果を待って、調整してはどうでしょうか。

会 長； そのように取り扱いましょう。

## 第28条

▶規則で定めてはどうか。

女性委員； 「表彰しなければならない」ではないので、この条文があっても問題はないと思います。

会 長； 今のところ残しておいて様子をみましょう。

## その他

▶基本的施策の内容をあまり細かく規定しすぎない方が良くはないか。

会 長； 基本的施策は必要に応じて改定することができるものです。現条例に具体的にを入れていくことに意義があります。

## ◆前回の男女共同参画推進市民懇話会の意見について議論

### 第3章

▶主語が「市」なのか「市長」なのかが理解し難い。

会 長； 同じ質問が庁内委員会からもありました。基準があるべきではないかと事務局と話しています。他市町の条例もそれぞれの対応がある中、基本的には、市長という場合には「執行する主体が明確になること」、市という場合は「全体として何かを行うこと」というふうに分けてみ

てはどうかと考えています。24条では主語が「市」になっていますが、その前後を見ると「市長は」となっています。この流れからいくと、馴染まないように思いますので、「市長」がより良いかと思います。他についても調整しましょう。

#### 第9条・第10条

▶言葉遣いの点で、「すべての人は」の箇所を「何人も」という言葉を使うべきではないか。

会長； この言葉は否定の文で使われることが多いようですので、条例では否定文に使用いたしました。

#### その他

▶女性委員；前文についてですが、もう少しスッキリさせた方が見やすいのではないのでしょうか。

事務局； ご指摘いただいたことも含めて対応・調整していきたいと思います。

課長； 最終的には議会に上程した後に調整することになるかと思います。

▶男性委員； 条例の内容が硬い文章で書かれているので、分かりやすい目次のようなものがあって、必要な部分だけ読み込んでいけるような仕掛けがあった方がよいのではないのでしょうか。

会長； 事務局にて概要版また解説版を作成しています。概要版についてアイディアがあればご意見下さい。

### 5. 次回に向けて（会長より）

- ・男女共同参画の市主催講演会・学習会及び地域条例説明会には、懇話会の委員の方々もなるだけご参加下さることをお願い致します。
- ・地域条例勉強会では、懇話会の委員から条例説明をして頂くことを考えています。（詳細は事務局が委員に個別に連絡し対応）
- ・次回の懇話会で、プラン改正に向けての市民意識調査について意見交換しましょう。

### 6. 連絡事項

- ・6月29日の記念講演会に参加していただきたい。
- ・条例勉強会で発言参加していただく委員には、事務局より後日ご連絡いたします。
- ・プラン改正に伴う市民意識調査について第2回懇話会で意見をいただく。
- ・次回懇話会開催日；平成26年9月11日（木） 13：30～15：30（おぼと3F特別会議室）